

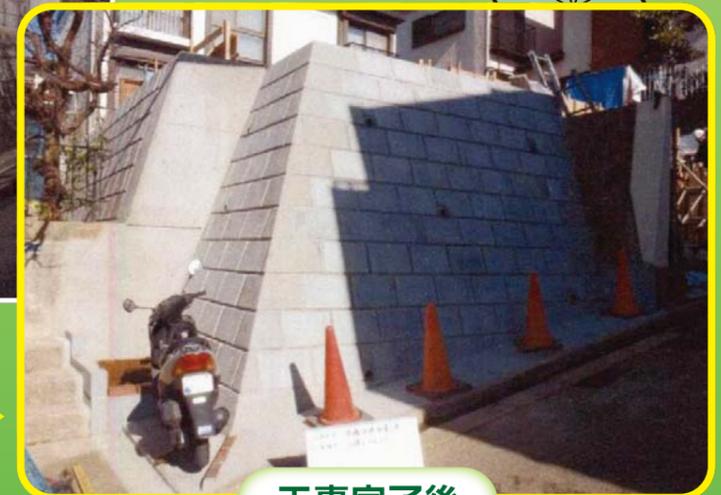
# 宅地防災工事助成金制度のご案内

## 制度の概要

近年、地震や大雨等により各地で崖崩れが発生し、市民生活に大きな影響を与えています。このことから本市では、擁壁等の改修工事の促進を図り、地震や大雨等による宅地災害を防止するとともに、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成21年4月から川崎市宅地防災工事助成金交付要綱を策定し、擁壁改修等の**宅地防災工事**を行う際に費用の一部を助成しています。また、平成27年4月にはご要望が多かった擁壁の補強・補修や自然崖の崩壊防止等の**宅地減災工事**まで助成対象を拡大しました。



工事着手前



工事完了後

これで安心!



## 助成金額

**宅地防災工事** …… 工事費用の **1/3** かつ上限 **300万円**

**宅地減災工事** …… 工事費用の **1/3** かつ上限 **100万円**

### 宅地防災工事

崖崩れが発生するおそれがある崖の崖崩れの防止又は崖崩れが発生した崖の復旧を目的とし、宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術基準に適合する工事

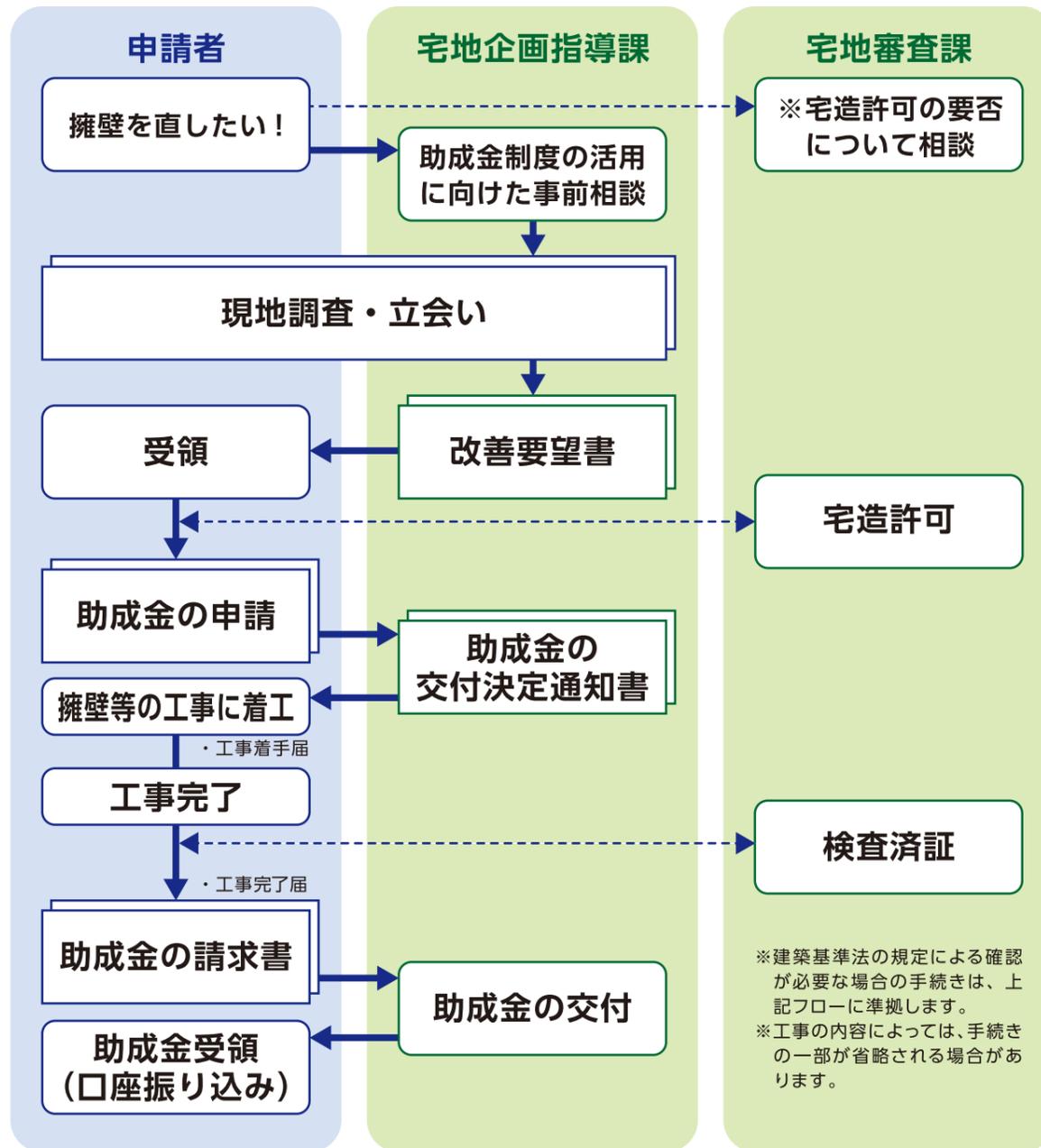
### 宅地減災工事

崖崩れが発生するおそれがある崖の補修・補強又は排水施設の整備を目的とし、工事による減災効果が適当であると市長が認める工事

※崖の状態等により、助成対象となる工事が選べない場合があります。詳しくはご相談ください。

※崖とは角度が30度を超える土地のことを指し、擁壁等で対策されているものも含まれます。

## 助成金交付申請の流れ



※建築基準法の規定による確認が必要な場合の手続きは、上記フローに準拠します。  
※工事の内容によっては、手続きの一部が省略される場合があります。

### 注意事項

- 1 助成金交付決定通知を受ける前に工事着手したのものについては、助成金の交付対象外となります。
- 2 支払いの関係上、3月末までに手続きが完了するものを対象としておりますのでご相談はお早めをお願いします。また、申請書は提出順で受付を行うため、申請総額が予算額を超える場合には、期間内であっても受付を終了いたします。

## 問い合わせ先

川崎市 まちづくり局 指導部 宅地企画指導課 宅地防災担当

電話 **044-200-3035** 住所 川崎市川崎区宮本町1番地

## 助成金の申請をする前に

### ★助成対象に該当するか確認しよう！

助成金の交付を受けるにはいくつか要件があります。制度を活用した崖の対策を検討される場合は、下記のチェック欄で前提条件について確認してみましょう。

#### ●前提条件

- 自分の所有する、または居住している宅地に、2mを超える高さの崖がある。
- 崖が崩壊するのではないかと心配である。
- 今後もその宅地を所有、またはその宅地に居住する上で崖の対策をしっかりしたい(売買目的ではない)。

すべての欄にチェックがついた場合は、まちづくり局指導部宅地企画指導課(☎044-200-3035)までお電話ください。下記項目について口頭で確認し、条件に該当している場合は、現場での立ち会いをさせていただきます。

#### お電話で確認させていただく内容はコチラ

- ※お電話でのご対応をスムーズに行うため、事前にご確認ください。
- ※該当しているかわからない場合は、ご連絡ください。

#### ①助成対象となる方

次の全てに該当することが必要です。

- ・個人である(法人でない)
- ・崖のある宅地を所有している、または崖のある宅地の所有者から工事についての同意を得ている
- ・市から改善要望※または宅地造成等規制法による勧告もしくは改善命令を受けている

※ 宅地内に本制度を活用して対策することが望ましい変状等が生じている場合に、市から所有者・管理者宛てに「改善を求める要望」です。現地の状況を職員が確認し、必要に応じてお出しますので、ご相談いただく時点では、改善要望を受けていない状態です。

#### ②助成対象となる土地

次の全てに該当する土地であることが必要です。

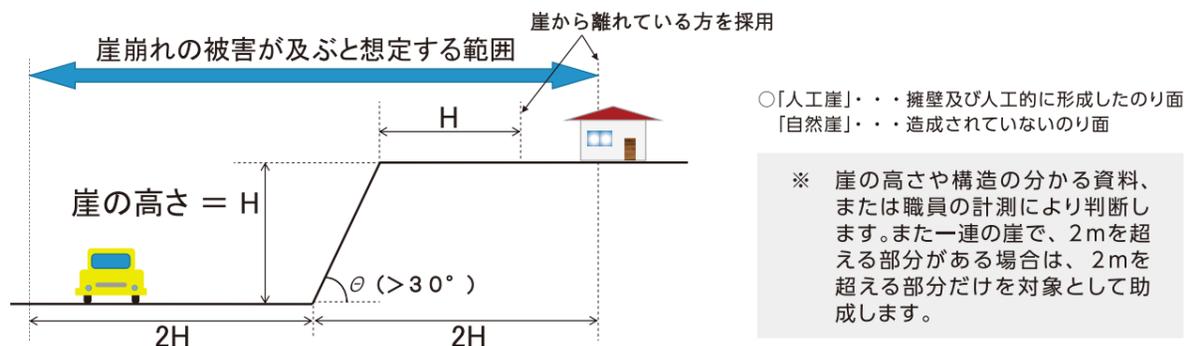
- ・川崎市内にある
- ・個人が所有している
- ・営利を目的としていない
- ・土地所有者が5年以上変わっていない※
- ・固定資産税の滞納がない
- ・宅地造成等規制法による監督処分等を受けていない
- ・その他関係法令や規則に違反していると認められない

※ 申請時点で5年以上の期間所有している必要があります。また、助成金の交付を受けた宅地は、原則として譲渡や交換等することが、その後5年間でできなくなります。なお、相続等による所有者移転や既に崖崩れが発生しているもしくは発生のおそれがある場合を除きます。

#### ③助成対象となる崖

次の全てに該当する崖であることが必要です。

- ・高さが2mを超える※
- ・2項道路の後退を必要としない
- ・(人工崖の場合)築造から10年を超えている
- ・(人工崖の場合)宅地造成等規制法で定める技術基準に適合していない、または一定程度の変状がある
- ・(自然崖の場合)過去に宅地造成や開発行為の検査済証を交付されていない
- ・第三者が現に居住している建築物、公共施設または私道に崖崩れの被害が及ぶおそれがある(下図参照)



## 助成対象となる工事の例

助成対象の条件を満たしており、下記の「宅地防災工事」または「宅地減災工事」を行う場合に助成を受けることができます。また、所有されている崖に対して、どのような対策が適しているのか、工務店やハウスメーカー等と(概算工事費も含めて)予めご相談いただくことで、具体的な対策や工事費用をイメージすることができます。

### ■宅地防災工事

- 擁壁を造り直したい！
- 自然崖の対策をしたい！

古い擁壁を取り壊し、**宅地造成等規制法や建築基準法に適合した擁壁に造り替える場合や、擁壁などの対策がされていない自然崖に対して新しく対策施設を設置する場合は、こちらをご活用ください。**



#### 具体的な工事方法

##### ○擁壁の設置



##### ○法枠の設置



### ■宅地減災工事

- 今の擁壁を補強したい！
- 工事をするスペースが狭い！

擁壁の強度を向上や回復させる工事や、排水施設を設ける場合は、こちらをご活用ください。**既存の擁壁を活用した工事のため大規模な工事にならず、工事費用を抑えることができます。**



#### 具体的な工事方法※

##### ○擁壁の補強



##### ○排水路・水抜き穴の設置



※上記の内容以外の工法については別途ご相談ください。

#### 注意

- ・安全性の保障されない工事や仮設工事、樹木の伐採などの工事は助成対象外となります。(例：ブルーシート掛け、土のう積み、ブロック擁壁の設置など)
- ・工事を行うことで土地利用が図れる平坦地が広がる工法は助成対象外となります。
- ・「宅地防災工事」と「宅地減災工事」は擁壁の状態によってご選択いただけない場合があります。
- ・工事する構造物の色彩等が周辺環境に著しくなじまない場合は助成対象外になる場合があります。